

スウェーデンにおける次世代の育成支援

善 積 京 子

Supporting the development of the next generation in Sweden

Kyoko YOSHIZUMI

要 約

スウェーデンにおける次世代育成の支援政策の特徴は、①政策を子どもと若者に明確に区別、②対象分野が広範囲かつ横断的、③ユニバーサル支援が土台、④若者を「社会の資源」と捉える、⑤国の若者政策目標を明確に定め、若者・市民社会庁を設置である。ユースワークは、余暇センターなどの施設以外に、協会などの団体・組織でも展開される。学童保育所は学校教育法や学習指導要領で規定され、「学校の補完」役割を担い、学童保育教師の養成課程が創設される。

支援現場の視察では、主体性を育てる手法として「影響力の実感」の重要性が強調され、余暇活動が彼らの生きる力をつけている実例が紹介された。学童保育所では、学校と異なる任務（①実践的・体系的学び、②自由意思での選択、③周りの関係性の学び、④くつろぎの場、⑤野外活動の重視）が明確に意識され、年長児でも学童保育に来させる工夫がなされていた。ユニバーサルな支援に加え、社会的包括のために様々なターゲット型支援も行われていた。

スウェーデンの次世代育成支援政策やその実践方法を学ぶことは、日本の次世代育成支援の問題点（①「第三の領域」での包括的支援の貧弱さ、②子ども・若者を主体として捉える視点の欠如、③学童保育政策の軽視）を克服していく上で非常に有効である。しかしながらスウェーデンでも、移民の社会的包摂がうまく進展せず、少年犯罪が急増している都市部もあり、支援の実践がすべて成功しているわけでないが、マルメでは地域での子どもを見守る取組みの成果で犯罪件数が激減している。次世代育成支援の有効性が示され、精神疾患の若者も増えている中、今後さらなる次世代育成支援政策が重要になっている。

キーワード：スウェーデン、次世代育成支援、ユースワーク、学童保育所、余暇センター、主体性形成、社会的包摂、第三の領域、文化学校、若者協議会、フォレーニング

はじめに

私の属する「次世代育成支援国際比較研究会」⁽¹⁾では、子ども・若者の生活の質が保障され、生き方の選択肢を享受できる社会を実現するために、国・地域レベルでどのような取り組みを行うことが有効であるか、また、次世代を担う家族への支援、地域の多世代連携のあり方を探ることを研究課題とし、文部科学省の科学研究費助成を受けた。研究の第1段階として昨年度は、日本において次世代育成・支援施策に先進的な取り組みを行っている K2 インターナショナルグループと横浜市こども青少年局青少年育成課を調査した。研究の第2段階として本年度は、スウェーデンの学童期と青年期の子どもが主体としてエンパワメント・社会包摂される仕組みや学童保育政策を実証的に解明し、日本の次世代育成政策への示唆を得ることを目的に、ストックホルムを中心にユースワークや学童保育の活動現場を視察・ヒアリングを行った。本稿は、同研究会による調査研究の結果に基づくものである。

第一章では、日本の次世代育成政策の問題点を指摘し、スウェーデンの支援政策の特徴やその目標・視点・主要フィールドを概説する。第二章では、スウェーデンの「ユースワーク」を、余暇センター・余暇活動団体への助成・文化学校・若者協議会から解説する。第三章では、学童保育所がどのように法律で規定され、また学童保育スタッフが育成されているかを捉え、さらに学童保育の利用状況を明らかにする。第四章では、スウェーデンにおいてユースワークや学童保育の活動現場を視察・ヒアリングした成果の一部を報告する。

1 日本とスウェーデンの次世代育成支援政策

まずは、日本とスウェーデンでは次世代育成支援政策がどのように異なるのか、その特徴を概観しておこう。

1-1 日本の子ども・若者育成支援政策の特徴

自立・就労を中心にしたターゲット型支援

日本では、2000年代に初めて「子ども・若者支援」と呼ばれる総合的な施策が打ち出された。それまでは、①文部省系の青少年教育、②総務省・内閣府系の青少年育成・補導、③厚生労働省系の勤労青少年福祉といった各領域で扱われていた。「登校拒否」「ひきこもり」「フリーター」「ニート」などの社会問題化や貧困の可視化など、子どもや若者たちの「生きづらさ」への人々の関心の高まりを背景にして、家庭・学校から社会への移行ならびに自立を支援する子ども・若者支援の施策が全国的に展開されていった（阿比留久美、2022）。

2003年に内閣府・文科省・厚労省・経済省の合同で「若者自立・挑戦戦略会議」が設置され、

「若者自立・挑戦プラン」で、①教育段階から職場定着に至るキャリア形成および就職支援、②若年労働市場の整備、③若年者の能力の向上／就業選択肢の拡大、④若者が挑戦し活躍できる新たな市場・就業機会の創出、といった若者の自立支援の具体策が示された。

さらに2010年には、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者ビジョン」において、①すべての子ども・若者の健やかな成長を支援、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備、という3つの重点課題が提示された。従来の教育・育成・福祉の個別的対応を統合し、個々人の成長・環境を支える視点から、「自立」「就労」に重点を置いた支援が目指される。そして、社会的不利益や個人的困難のための課題に直面し、家庭・学校・職場に居場所のない若者に対して、若者自身の自己のアイデンティティの拠り所となる場や社会的関係の構築・人との関わりの機会の提供となる「居場所づくり」の取り組みもされていく。

こうした日本の子ども・若者の育成支援の特徴は、第一に、全ての子どもや若者を対象にしたユニバーサル型でなく、自立・就労を中心にしたターゲット型活動であることである。日本のこうした支援のあり方に対して、生田周二（2021）は、30歳頃までの若者期を対象にした「包括的な第三の領域の欠損」を指摘している。支援は全ての若者の活動や参画の機会の充実を図るユニバーサル型を基本的にし、その上でターゲット型のユースソーシャルワークが展開されるべきである。家庭・学校・職場生活以外の「第三の領域」の場面で、子どもや若者の思い・関心・願いに寄り添いつつ、若者が自己決定し、場や集団における役割と責任を担い参画するように、支援しなければならないと主張する。

子ども・若者を主体とする視点の欠如

日本の子ども・若者の育成支援の特徴は、第二に、子ども・若者を主体として捉える視点が決定的に欠けている点である。「子どもの権利条約」では、子どもは守られるだけの客体ではなく、自分の考えをもち、それを表現し、自ら育っていく主体として位置づけられ、さらに主体として社会に参加する権利が子どもにあるとされている。日本でもその影響を受け、学習指導要綱で学習のあり方が「学習者主体の授業：指導から支援へ」と転換され、1996年の中央教育審議会では「21世紀を展望した我が国の教育のあり方」の中で、「生きる力」が提唱された。それ以来、自分で課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力を身につけることが目指されている。

しかしながら実際には、日本では教育を受けるほど、生徒は受動的になっていくと阿比留久美（2022）は鋭く批判する。日本の教育現場において期待される主体性とは、教育者側の「こたえ」があらかじめ想定された中で、その「こたえ」に向かってあたかも主体的に行動しているかのよう振舞うことである。阿比留は、自分の感じるままに行動したり発言したりする自由が保障されてこそ、「主体性は嘘のないものとして実現」されるのだと説く。若者自立支援策において

も、「居場所」を活用しつつ就労へつなげて行こうという動きがあるが、そこでも子ども・若者を主体として捉える視点が欠けていると指摘する。

2018年に実施された「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(内閣府)において、「自分自身に満足している」の設問に対して「そう思う」の回答割合は、日本では10.4%、ドイツ33.0%、スウェーデン30.8%で、また「自分には長所があると感じている」の割合では、日本は16.3%、ドイツ42.8%、スウェーデン28.8%で、ともに統計的有意差が有り、日本の若者は自己肯定感や自尊感情が相対的に低い。

「自分はここに居ていい」「ここに居たい」と思える居場所をもつことで、自尊感情や自己肯定感が育まれる。居場所があることで、人は安心して自分を表出することができ、他者や世界とかわり、貢献していくことで、社会への影響力や参加意欲が育まれる。

日本で「居場所」の重要性が注目されるようになるのは、フリースクールの運動からである。1990年代になると、「登校拒否問題について一児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して」(学校不適応対策調査研究協力者会議報告)のように、学校分野でも「居場所」の言葉が登場する。1990年代後半から児童館・学童保育・公民館・青少年施設など学校以外でも居場所を意識した取り組みがなされ、「放課後子どもプラン」(2007年)、「放課後子ども総合プラン」(2014年)、「新・放課後子ども総合プラン」(2018年)など、放課後や週末の子どもたちの「安全・安心な居場所」の政策が打ち出された(池本美加 2009、日本学童保育学会編 2021)。

しかしながら、現在すすめられている政策は、自尊感情・自己肯定感を育み、役割や出番を獲得できるような「居場所づくり」ではなく、当事者の自己認識を無視して「居場所」が支援や問題解決の手段として用いられ、「子どもが居させられている場所づくり」(阿比留久美 2022)となっており、居場所の本来的な姿が歪められている。

“事業”として位置づけられる学童保育

日本の子ども・若者の育成支援の第三の特徴は、学童保育が施設としてでなく、公費支出の根拠の曖昧な“事業”としてしか位置づけられていない点である。放課後対策としての学童保育は、1997年の児童福祉法改正で「放課後児童健全育成事業」(6条の3項2)の名称で「法制化」され、社会福祉法では第二種社会福祉事業と定められた(増山均 2022)⁽²⁾。

放課後の子どもの居場所になっている学童保育は、子どもの生活保障・福祉の場であると同時に、学校とは違った形での自発的な学びの場であり、子どもの主体の遊びと文化を体得し、人間形成に関わる大切な場である。しかるに日本では、学童保育は「安全な活動場所の提供」程度にしか捉えられず、「人づくり」の視点が欠け、また放課後対策を通じて「社会的統合を図る」という視点もない(金藤ふゆ子 2009)。

日本の放課後に関する法制度では、一般的に使用されている「学童保育」という言葉は使われず、「放課後児童クラブ」「放課後児童健全育成事業」と呼ばれている。支援の対象年齢も当初

10 歳未満とされていた。「放課後子どもプラン」などは市町村の教育委員会が主管部局であるが、学童保育は福祉部局の担当であり、学校の教員には学童保育への責任はなく、積極的に関心を寄せる教員も少ない（日本学童保育学会編 2021、増山均 2022）。

以上のように、日本の次世代育成支援は、ターゲット型で「第三の領域」での包括的支援が貧弱で、子ども・若者を主体として捉える視点に欠き、学童保育政策も軽視されている。

1-2 スウェーデンの次世代育成支援政策

スウェーデンの育成支援政策の歴史と特徴・目標・視点

スウェーデンの次世代育成支援政策は、長い年月をかけて発展してきた。19 世紀末から 20 世紀初に余暇活動およびサークル活動の組織化が行われ、若者政策とは主に余暇時間やサークルの組織活動に関するものという見方が 1960 年代までなされていた。若者の高い失業率や社会的排除などが見られるようになり、1970 年代になって若者政策は、若者の状況全般を扱う、より包括的なものに転換され、多くの異なる政策分野を巻き込むようになっていく。

1986 年に若者政策担当大臣が設置され、若者政策が国の重要な政策の 1 つとして位置づけられ、1994 年には若者政策法が策定され、若者政策の中心的な役割を担う青年事業庁が設置された。1998 年に第二次若者政策法が成立するが、それは 2004 年に「決定する力：福祉への権利」に改正された。そして 2014 年に「青年事業庁」は「若者・市民社会庁」に改変され、2020 年には「若者政策アクションプログラム」が可決された（MUCF 2022b）。

2008 年にスウェーデン青年事業庁が発行した *Youth and Youth Policy—A Swedish Perspective*（The Swedish National Board for Youth Affairs 2008）では、ヨーロッパ諸国と比較し、スウェーデンの若者政策には以下の 5 つの特徴があると記されている。第一に、スウェーデンの若者政策は 13 歳から 25 歳の若者を対象とし、そして子どもと若者の政策を明確に区別する点である。第二に、扱う分野が他の多くの国よりも広範囲で、多くの異なる領域を含む分野横断的で、サークル活動や教育問題だけでなく、福祉問題も含む。第三に、ユニバーサルな政策で、全ての若者に自立した大人になるための機会提供を目指すことである。

第四の特徴は、若者を「社会の資源」として捉える見方である。若者をどのように見るかは、若者政策の枠組みに影響を及ぼす。「問題状況にある」という見方では、児童期の状況や社会環境が原因で、若者は脆弱で危険にさらされ、保護の対象と考えられる。一方、「資源」という見方では、若者は将来的に価値があるということだけでなく、若者という立場にあるこの時点ですでに価値があるとされる。若者は自分の行動に対して責任があり、かつ、責任をとれるだけの能力がある、若い意味を知っている所以社会に貢献ができる、とみなされる。どちらの視点も、ほぼどの国の若者政策に含まれているが、どちらの視点がより支配的であるかが国によって違いがある。

第五の特徴は、若者政策担当大臣がおり、若者政策に関する国の目標が設定されている点であ

る。「青年事業庁」（現在は「若者・市民社会庁」）が国レベルの若者政策の調整とフォローアップを担っているが、しかしスウェーデンでは地方自治体の自律性は高く、国が各コミューンの若者政策を完全にはコントロールせず、最終的には若者政策のあり方は個々の地方自治体の決定に委ねられている。

なお、若者政策目標に関しては、2004年の若者政策法「決定する権利：福祉の権利」で、若者が影響力や福祉への実質的なアクセスをもつことが重要な目標として掲げられた。すべての若者が良好な生活環境を享受し、自分の人生を形成する力・社会の発展に影響を与える力を持つことが目標に据えられた。さらに2020年の「若者政策アクションプログラム」では、新たに「若者のメンタルヘルス向上」「社会的包摂と労働市場への統合」「全ての若者が有意義な余暇を過ごせるようにする」「全ての若者が社会の発展に参加する」という重点目標分野が明記されている（MUCF 2022b）。

また、スウェーデンにおいては、若者向けの公的な活動を構想する際、意思決定者が常に前提としなければならない4つの視点（資源、権利、自立性、多様性）が2004年の若者政策法で定められている。「資源の視点」とは、若者は社会の資源で、若者にしかない知識や経験を活用しなければならないこと。「権利の視点」とは、健康や社会的・金銭的な安全保障といった良質な生活条件を享受する権利や、若者自身が自分の生活・自分の住む地域の環境・社会全般の発展に関与し、影響を与える権利が若者にあるとする。「自立性の視点」は、政府は若者の自立の機会をサポートしなければならない、そのために、知識や金融資源へのアクセスや差別からの自由も必要であるとする。「多様性の視点」は、すべての若者が同じではなく、異なる必要条件やニーズ・欲求をもっていることを念頭に置き、若者政策の調整・管理・フォローアップを行うことを意味する（The Swedish National Board for Youth Affairs 2008）。

スウェーデンの若者政策では、この4つの視点を基に、①教育と学習、②仕事とサポート手段、③文化と余暇、④影響力と代表性、⑤健康と脆弱性の5つの主要フィールドが設定され、余暇や学校教育などの分野だけでなく、仕事や住宅、医療など典型的な福祉の問題、さらに若者の生活に何らかの影響を与える全ての政治分野も含まれる。

このようにスウェーデンの若者政策は広範囲な分野にわたっており、若者・市民社会庁が全ての若者政策を執行している訳ではないが、多くの調査研究によって若者の置かれる社会的状況や若者のニーズを把握し、それに基づく若者政策を提言するとともにその政策実施のフォローアップを行うなど、重要な役割を果たしている。

2 スウェーデンの「ユースワーク」

「ユースワーク」という用語は、日本ではまだあまり使われていないが、一方、欧州では思春期以降の子ども・若者に関わる支援活動の総称、あるいはインフォーマルな支援活動として一般

的に使われている。「ユースワーク」は、若者の余暇活動や「学校外」の教育の分野を担う、「ノンフォーマルな学習過程と自発的な参加」に基づく活動であり、若者支援政策の「重要なアクター」になっている。そして「余暇センター」は、若者が余暇活動を楽しむことができる施設であり、ユースワークの活動が展開される中心的な場となっている（EU Monitor 2009）。

2-1 余暇センター

ユースワークの起源は19世紀の産業革命を経たイギリスのセツルメント運動にある。イギリスの牧師バーネットは、大学生とともに貧困状態にある住民のいるスラム街に住み込み、住民の自立と自助を促す運動を興し、1884年に世界初のセツルメントの活動拠点であるトインビー・ホールを設立した。その運動はヨーロッパ各地へ広がり、スウェーデンでも1912年に初のセツルメント拠点「ビルカゴーデン（Birkagården）」がストックホルムに設立された。1920～1930年の世界恐慌で多くの失業者が発生し、セツルメントがスウェーデン全土で10箇所設立された。1950年代には各自治体は、地域のすべての人々を対象にしたユニバーサルな「交流・集いの場（mötesplats=Meeting Place）」として、セツルメント（hemgård）を開設した。しかし活動の中心は若者を対象にしたものがほとんどであったため、多くのセツルメントは「ユースセンター（ungdomsgård）」を名乗った。1970年代になると、対象年齢をより幅広くした施設となるように「余暇センター（fritidsgård）」へと改称が奨められるが、利用者は依然として若者層が多いため、現在でも「ユースセンター」の名称の施設も多い。なお、「ユースクラブ（youth club）」や「ユースカフェ（youth cafés）」と呼ばれる場合もある（中高生施設職員交流会 TEENS 2020）。

こうした施設では、①音楽活動、②おしゃべり・相談、③映画鑑賞、④TVゲーム、⑤イベント企画、⑥ボランティア活動・職業訓練、⑦工芸／アート、⑧スポーツ（バスケット、バレーボール、サッカー、水泳など）、⑨宿題の手伝いなど、多様な活動が行われている。

余暇センターなどの施設数は、1990年代以降減少傾向にあり、現在は国内の290の基礎自治体（以下、コミューンと表記）に合計約1350存在している。対象年齢は13歳から25歳のところが多い。この施設に従事するスタッフの多くは余暇リーダー（Fritidsledare）⁽³⁾や社会教育士の資格をもっている。

スウェーデンでは余暇センターやユースセンターが全国的に点在しているが、これらの施設利用者は限定的である。若者・市民社会庁の報告書『Fokus10: om ungas inflytande（フォーカス10：若者の影響力）』（MUCF 2010）によると、こうした余暇活動施設を「一度も利用したことがない」という回答割合は、16歳から25歳の若者層では78%を占める。一方、「最低でも月に一度定期的に施設を利用」している若者割合は11%にすぎない。利用している若者層には、十分な教育を受けられない、失業中、親が病気といった、社会的に弱い立場にある者が多いという傾向が見られた。若者・市民社会庁の報告書『UNG IDAG 2021（今日の若者 2021）』（MUCF 2022a）では、16～25歳の若者のうち「毎月余暇センターを訪問」は7%で、外国生まれの若者

の方が定期的に余暇センターを訪れる傾向にあると報告されている。

2-2 若者の余暇活動団体と助成

このように余暇センターなどの施設を定期的に利用する若者は少ないが、それでは、多くの若者はどこで余暇時間を費やしているのでしょうか。スウェーデンのユースワークでは、施設型と組織・協会活動型の2種類あり、後者の方が主流な活動となっている。

スウェーデンでは、余暇活動およびクラブ活動の組織化が重要視されてきた歴史がある。統計局の2018年調査によると、スウェーデンの12歳から15歳の約7割が地域のクラブ活動や協会活動に週1回の頻度で参加し、23%がボーイスカウト・ガールスカウト・劇活動・音楽活動・聖歌隊などの活動に参加している。さらにこの調査で、16-24歳で58%、25-29歳で70%の若者が少なくとも1つの「クラブ・協会」に属していることが明らかにされている。この若者の「クラブ・協会」は、非営利を目的としたアソシエーションで、趣味・スポーツ・文化・野外活動・環境問題・宗教・民族・禁酒運動・政党青年部や生徒会など、様々なテーマや属性に基づいて結成されている。つまり、スウェーデンの若者の余暇活動は、余暇センターなどの施設を利用したものよりも、一般的には地域のクラブや協会（フォレーニング *förening*）など若者団体・組織を通じて行われている（大山宏・両角達平 2020）。

こうした若者団体・組織は、若者たちが出会い交流し、自己を変え、日々をより良いものとする居場所であり、そこで若者は自立した個人になる力を得て、民主主義を学び、社会への参加意欲・影響力を高めていく。ユースワークの現場を視察した日本人スタッフ（中高生施設職員交流会 TEENS 2020）は、民主主義は自分たちの余暇（自由）を自分たちで守るための仕組みという側面を有し、若者団体では余暇の中で民主主義が育まれ、民主主義の中で余暇が守られるという循環がみられる、と報告している。こうした団体は、「若者運動」の基盤であり、市民社会にとっても重要な一部と考えられているのである。

前述したように若者・市民社会庁が、有意義な余暇と民主的な教育の両方に貢献することなど、一定の条件を満たす組織に対して助成金を出している。3人以上の子どもや若者がグループになってやりたいことを支援してほしいと必要書類を提出すると、活動内容の如何を問わずに助成金が交付される。この助成金の支援事業の目的は「民主主義を教えること」にあり、自分の希望を明示し、それを実現するための手段を、社会とのやり取りや各種手続きの経験を通して考えていくことが、民主主義に必要なプロセスであると考えられている（大山宏・両角達平 2020）。なお、若者・市民社会庁の『Fokus14: Ungas fritid och organisering（フォーカス14：青少年の余暇と組織化）』（MUCF 2014）では、政府の助成金を受けている子どもと若者の数は630,000人を超えると報告されている。

2-3 文化学校（カルチャー・スクール＝Kulturskolan）

国連の子どもの権利条約は文化活動を受ける子どもの権利を謳っている。スウェーデンでは、次世代が多様な質の高い文化を享受できるように、社会環境の整備が国の文化政策の目標にしている。次世代が自主的かつ定期的に文化活動を行うことを保障する場として、大半のコミュニティでは文化学校を設置し、音楽・視覚芸術・演劇・ダンス・映画・ビデオなどの文化を身近に接する機会を子どもや若者に提供している（Kulturskoleradet 2020）。

文化学校の目標は、経済的・文化的・社会的背景に関わらず、全ての子どもや若者が楽器を演奏する機会や歌唱力を付けることで、前向きな余暇時間を過ごせることにある。その歴史は、1930年代にいくつかの自治体で音楽学校を設立したことに始まる。それまでは、音楽演奏は軍隊・教育機関・教会など非常に限られ、歌や演奏を学びたいと思っても一般市民には高嶺の花で、声楽や楽器のレッスンを受ける機会はほとんどなかった。公立音楽学校が1960年代に多くのコミュニティで設立され、1980年代後半に音楽学校は他の美的活動も含むようになり、1990年代にはいくつかの音楽学校が文化学校に発展する。この流れは今も続き、音楽に加えてより多くの芸術形式の教育が追加されている。なお、現在ではほとんどのコミュニティに文化学校が存在する（Täby kommun 2020）。

教育法やシラバスなどで、文化学校の任務は「美学、文化、創造性に取り組むこと」と明記されている。「全ての子どもや若者が文化を実践し、参加する権利を持つ」という全体的目標については幅広いコンセンサスがあるが、国の規制を受けていないため、どのような活動を行うか、それをどのような形態で行うかは、各コミュニティの判断に委ねられている。そのため、活動内容・組織・資源・統治はコミュニティによって異なる。地理・経済・ガバナンス能力といったコミュニティの条件が文化学校のあり方に影響する。なお、文化学校は通常そのコミュニティで運営されているが、他の事業者に運営を委ねているところもある（SKR 2016）。

全ての文化学校では音楽科目を開講しているが、ダンス・演劇などの芸術領域だけでなく、さらにDJ、eスポーツ、サーカスなど活動の幅が広がってきている。大半の文化学校は校舎を構え、活動形態は「自主活動」と小中学校で音楽授業などの「受託活動」に区分され、「自主活動」が活動全体の約3分の2を占める。「自主活動」を①長期科目コース（10コマ以上／学期）、②短期科目コース（1～9コマ／学期または休暇中）、③オープンな活動（登録不要）、④その他（プロジェクト、キャンプ、ホリデー活動など）に4分類すると、参加者の80%は長期科目コース、短期コースが12%、オープン活動は3%となっている。「その他」には、特定のターゲットグループを対象とした「専門コース」を設けているところもある。文化学校評議会（Kulturskoleradet）の全国調査によると、約40%が「障害のある子ども・若者を対象とした特別コースがある」と回答しているが、「新たに移民してきた子ども・若者を対象とした特別コース」はそれよりも少ない。文化学校はコミュニティの補助金で主に運営されているが、大半の文化学校では何らかの形で生徒から授業料を徴収している。2018年に授業料を無料にしているコミュニ

ンは14のみで、平均年間授業料金は1400 クローネである（Kulturskoleradet 2020）。

スウェーデン国内の文化学校の活動に何らかの形で参加した者は、2020 年は約 500 万人で、個人の音楽練習（楽器・歌）の参加が全体の 58% を占める。6 歳から 19 歳の年齢層の約 11% が文化学校に通う。性別では女子が 62%、男子が 38% で、ダンスと音楽の分野で女子が多く、写真と映画・アニメーションの分野では男子が多い。社会的背景では、中等教育修了の親をもつ子どもが多く在籍し、外国にルーツをもつ親の子どもはスウェーデン生まれの両親をもつ子どもよりも参加率が低い（Kulturskoleradet 2021）。

このように文化学校は、子どもや若者が自主的かつ定期的に文化活動を行うことを保障する場として、社会的な広がりや包摂に重点を置き、ほとんどのコミュニティで設立されている。授業料を低く設定し、経済的・文化的・社会的背景に関わらず、出来るだけ多くの子ども・若者が文化に接することが目指されている。

2-4 若者協議会

スウェーデンには、290 のコミュニティのうち約 150 のコミュニティに「若者協議会」（Ungdomsråd、英訳：Youth Council）が存在する。さらに各地にある若者協議会を統括するスウェーデン全国若者協議会（Sveriges Ungdomsråd、英訳：Swedish Youth Council）がある。

若者協議会は特定の自治体・地区における「若者による若者のための組織」で、「若者も大人と同じように、自分たちの日常生活に影響を与える機会を持つべきである」という基本的考え方のもとで、①地域の若者の声をコミュニティの政策に反映、②地域の若者のエンパワメント、を目標に活動している。しかし、活動レベルはコミュニティごとに異なり、会議を時折開催するだけの若者会もあれば、コミュニティの公的機関になっている若者会もある。活発に行われている若者協議会では、政治家や若者を招いて討論会やディベートを行ない、国会や地方議会の意思決定に影響を与える機会を積極的に作っている。また、地域に住む若者を支援し、若者同士が互いに刺激し学びあえる会合場所を確保したりしている（特定非営利活動法人 Rights 2010）。

一方、スウェーデン全国若者協議会は、各地にある若者協議会のアンブレラ組織で、共に活動する必要性を強く感じた若者たちによって 2003 年に設立された。若者協議会の利益とフォーラム参加のために包括的な活動を行い、若者の声を全国的に広め、影響力のある空間を作り出すことを目標にする。全国の若者が互いにつながり、問題に取り組むためのインスピレーションや知識を共有できるように、支援がされている。主な活動は、①各地の若者会の教育・エンパワメント、②若者協議会の間の交流機会の提供、③各地の若者参画状況の調査、④優れた若者参画を実施しているコミュニティの表彰などである（Sveriges Ungdomsråd のホームページ）。

組織の政治的課題やスローガンは年次総会によって決定される。たとえば、次のような内容がこれまでに掲げられてきている。

- ・選挙権および国会議員資格の年齢を 16 歳に引き下げる。

- ・若者協議会に対する地方財政支援の強化
- ・未成年者が法人格を利用して団体を結成する権利
- ・すべての若者は、性的指向、性別、性自認、階級、障がい、人種、宗教、など異なる背景にかかわらず、平等な条件で社会と民主主義に参加することができるようにする。
- ・政治家や組織は、自分たちの仕事に若者をもっと招待し、参加させる。

全国若者協議会のホームページでは、「若者協議会は、若者が自分たちのコミュニティをコントロールし、影響を与えるためのフォーラムです」と定義付けながらも、「若者協議会は多くの場所で政治的に機能していますが、これは必須条件ではありません。また、経済的・社会的・文化的な活動も自分たちで行っています。私たちスウェーデン全国若者協議会は、若い人たちが自分たちのやりたいことに、自分たちのやり方で取り組めることが重要だと考えており、加盟団体に特定の問題にもっと取り組むように圧力をかけることはありません。自由な組織作りが私たちの大きな課題の一つです」と説明し、「若者協議会を立ち上げてください」「若者協議会に参加してください」と若者協議会活動への勧誘を行っている。

以上のように、スウェーデンではユースワーク活動が展開される場、余暇活動を楽しむことができるとして場として、「余暇センター」などの施設以外に、地域のクラブや協会、文化学校、若者協議会など、多様な組織がある。

3 スウェーデンの放課後対策・学童保育

スウェーデンの放課後の学齢期の子どもに対する施策の中心に据えられているのは、スウェーデン語では「Fritidshem」と称されている施設（直訳すると「余暇（自由時間）の家」）である）で、本稿ではこれを「学童保育所」と呼ぶことにする。学童保育所（Fritidshem）の入所資格は、親が就労や就学中の6歳から12歳の児童である。基礎学校0年生から3年生までを対象にした学童保育所を各基礎学校に設置する義務がコミューンに課せられている。なお、基礎学校4年生以上（10歳から12歳）を対象にした学童保育は「余暇活動クラブ（Fritidsklubb）」と呼ばれている。一方、スウェーデンでは児童の放課後対策として、学童保育所の他に、10歳から12歳の子どもを対象にしたオープン余暇活動センター（öppen fritidsverksamhet）が存在する。このような施設では子どもは登録せずに自由に利用できる。その活動は学校教育法に準ずる必要はなく、学校教育とは異なる目的を持つ余暇活動の場として扱われている。

3-1 学童保育に関する規定

スウェーデンでは、放課後の子どもの居場所になっている学童保育所は、親の就労支援や児童福祉の施策として位置づけられとともに、子どもの「教育福祉」を担う制度として学校教育と一

体で議論され、学校庁が所管している。スウェーデンの学童保育の法的根拠は学校教育法と学習指導要領（Läroplan）にあり、そこで学童保育の目的や内容を規定している（泉千勢 2009、アンナ・クラリフェルト 2016）。

1998年にスウェーデン政府は、それまで社会省・保健福祉庁の管轄下にあった保育関連施設をすべて教育省・学校庁の管轄下に移し、教育法（Skollag: 1985）を改正して社会サービス法の児童保育の条文をそこに移行させた。そして2005年改訂の教育法では就学前保育と学童保育に関することが2章aで規定され、さらに2010年の新教育法で「学童保育への参加が教育である」ことを強調し、14章で学童保育について具体的に規定した。学童保育の使命は学校を補完することであり、学童保育は子どもの発達と学びを支援し、子どもが有意義な余暇やレクリエーションの提供を受けられるようにすべきだとする。また、学童保育は交流・友情・仲間関係を促進するものであり、12歳までの学童保育参加を奨励し、集団は適切な大きさと構成されるように配慮されなければならないとする（アンナ・クラリフェルト 2016）。

一方、「学習指導要領（Lop94）」も1998年に就学前クラス（学級）と学童保育を包括するものに改正され、2011年の学習指導要領ではタイトルが「基礎学校・就学前クラス・学童保育所のための教育課程（Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet）」となり、2019年の改訂版では学童保育所に独自の章が与えられた。最新の学習指導要領（Lgr22、Skolverket 2022）によると、学童保育の目的について、「学童保育での指導は、生徒のニーズ、興味、自発性に基づいて、状況主導型、経験ベース、グループ活動指向の学習を行うことで、幼児クラスや学校を補完するものである。指導の目的は、遊び、運動、美的表現形式による創造、探索的で実践的な作業方法を通して、児童生徒の想像力と他者と共に学ぶ能力を促進することである」とされている。

学習指導要領には、基礎学校、就学前クラスと並んで示され、学童保育所を通して育成を目指す能力として、以下の7つが挙げられる。

- ①自らの考えを試行し、発展させ、問題を解決し、実行に移す能力
- ②活動と休息のバランスを保つために、個人的なニーズに注意を払う能力
- ③良好な関係を築き、維持し、さらに、民主的かつ共感的な方法で協力することを学ぶ能力
- ④多様な状況の中で多様な目的に応じて、言語表現を使ってコミュニケーションをとる能力
- ⑤多様な美的表現形式を通して、自らを創造し表現する能力
- ⑥自然・技術・社会における諸現象との関係を探究し、説明する能力
- ⑦多様な環境の中で多様な目的のために運動し、健康と幸福に影響を与える可能性があるものを理解する能力

これらの能力を養うために、学童保育所では以下のような機会を生徒に提供すべきとされる。

- ・良好な仲間関係を築き、生徒集団への帰属意識と安心感を得る機会
- ・他者との出会いや交流の中で、アイデンティティや認識を深め、試す機会

- ・違いや多様性を活用し、異なる考え方やあり方への理解を深める機会
- ・民主主義の実践に慣れ親しむ機会
- ・生徒の好奇心を生かし、さまざまな言語表現への興味やコミュニケーション能力を伸ばす機会
- ・スウェーデン語以外の母語を持つ児童生徒が、さまざまな方法でスウェーデン語と母語の両方を使える機会
- ・多様な美的表現を通して自己を創造し、表現する機会
- ・数学を使って自分の周りの世界を描写し、日常的な問題を解決し、持続可能な開発に貢献できる知識を養う機会
- ・自然や社会の中で過ごし、団体活動や文化・野外生活に参加する機会
- ・身体活動に参加し、さまざまな自然環境で過ごし、全身の運動能力を発達させる機会や動く喜びを体験する機会
- ・身の回りの世界の現象や関係を探求し、質問し、話し合う機会

指導者は生徒が学習できる環境・機会を意図的に提供し、子どもの発達と学習を刺激することを通して、子どもの能力を育成しなければならないことを学習指導要領で規定している。学童保育で取り上げられるべき中心的な教科領域（Centralt innehåll）として①言語とコミュニケーション、②創造的・芸術的な表現活動、③自然と社会、④ゲーム・身体活動・野外活動が挙げられ、各領域についてさらに詳しく内容が明記されている。

3-2 学童保育の学校化と専門教師の養成

教育法において学童保育の使命は「学校の補完」とされ、学習指導要領でも近年は教育的機能が強調され「学童保育の学校化」が進み、基礎学校と同じ敷地内に所在する学童保育所が増えていく。以前の学童保育所の活動は現在では「教育」や「授業」の一環として位置づけられている。公文書では、学童保育に在籍する「子ども」は「生徒」と表現されるようになる。

学童保育の学校化が進む中で、学童保育のスタッフは、次の3つの役割を担うことが期待され、異なるスキルが必要とされるようになった。第一は、子どもを有意義な余暇・養護・意味の創造のための実践を作り出す使命をもつ、学童保育活動を専門とする教師としての役割、第二は、授業のサポート役割、第三は、教科の授業を補完する教師の役割で、基礎学校で進められる実技／芸術科目（音楽・図工・体育など）のいずれかの授業を担当している。

この専門的職業を担うことができる人材育成のために、学童保育教員の養成課程制度が創設され、2019年7月からは基礎学校（日本の小中学校に相当）の教員資格をもつ指導員が学童保育所に配置となる。以前は高等学校の課程で取得できるチャイルドマインダー（Barnskötare）と、大学の課程で学童保育について学ぶ余暇活動教育士（Fritidspedagog）という2つの資格があったが、2011年から基礎学校で教員として働く学童保育教員（Lärare i fritidshem）の資格を大学の教員養成課程で取得できることになった。学童保育教員養成の目標・内容等は法令によって定めら

れ、大学の学校教員養成課程と統合され、全国的な統一性が図られている。

スウェーデンの大学の学士課程（学部教育）は3年制（またはそれ以上）で、1週間40時間の授業を履修すると1.5単位、1学期は20週間で30単位、1年で60単位、3年で180単位取得となる。高等教育政令で、学童保育教員養成課程のコース要件を①「学童保育教育学」60単位、②「実技または芸術教科」30単位、③「教育科学」60単位、④「職場等での実習」30単位と規定している。そして学士課程の目標として、第一に「知識と理解」が明記され、学童保育教育学に関する知識だけでなく、教授学や学習理論、実技及び芸術科目の内容に関する専門的知識や理解力を獲得することが目指される。第二の「能力とスキル」の目標では、基礎学校での授業とは異なる「学習と発達を刺激する」ための教育的な実践力が求められる。児童のニーズ・興味・経験に基づき、集団志向の働きかけを通して、児童が新たな発見に触発され、意欲的に学び続けるようにすることが期待される。第三の「価値観と態度」では、人権や民主主義の価値観を尊重し、児童とその価値を共有し、それに基づく人間関係を構築し、差別や対人トラブルを解決する能力が求められる。つまり、個々人の権利を尊重し、多様性を認めながら、民主的な方法で集団的活動ができる児童を育てるために、子どもの権利条約に基づいて判断し指導できる能力養成が目標に据えられている（住野好久・植木信一・松本歩子・鈴木瞬 2020）。

このように学童保育スタッフには、各領域の内容を理解した上で、それらの内容を取り組んだ高度な教育的な保育の実践力が求められている。なお2022年の統計によると、学童保育所で41,300人が働き、そのうちフルタイムで働く12,600人の中で学童保育教員としての資格をもつ者は5,440人（43.2%）である（Skolverket 2023b）。

3-3 学童保育所の統治・管理に関するガイドライン

スウェーデンでは学童保育所は学校制度の一部と位置づけられ、基礎学校の校長や教頭が学童保育活動に対して管理責任をもつ。ところが、学校監査庁の2010年の報告書『学童保育の質（Kvalitet i fritidshem）』では、「半数以上の校長は学童保育所の使命や日々の活動に精通していない。もっと学童保育所の教育的発展作業に貢献すべきである」と指摘される（Skolinspektionen 2010）。さらに2018年の報告書『学童保育所での指導（Undervisning i fritidshemmet）』（Skolinspektionen 2018）でも、「校長は、学童保育所で教えるための明確な指示と目標の設定およびフォローアップの働きが少ない。学童保育所の体系的な質の高い教育提供にもあまり注目していない」と批判し、校長の管理強化が提言されている。それを受け2023年に、学校庁は校長と教頭がどのように取り組むべきか、学童保育所の統治と管理に関するガイドラインを示す（Skolverket 2023a）。

学童保育所の「管理と運営」に関して校長と教頭は、①生徒が適切な施設や屋外環境を利用できるようにし、多様な教育活動を可能にし、個人でもグループでも生徒の学習と発達を支援、②学童保育所の特定の使命に関連する組織のニーズの調査と分析に基づいて、学童保育所のスタッ

フの能力開発のイニシアチブをデザインすべきであるとしている。

そして校長は、③学童保育所の具体的な使命と資源配分との関連において、学童保育所の職員配置密度、生徒グループの規模や構成について、教頭と体系的かつ継続的な対話を行う、④積極的かつ緊密なリーダーシップを発揮できるよう、教頭が学童保育所の日常業務を洞察し、熟知するための条件を与えられるようにする、⑤学童保育所の教師が生徒の教育を受ける権利を満たすことができるように、能力供給の計画を立てる、⑥学童保育所の地域事情やニーズを考慮した資源配分モデルを持つこと、がアドバイスされている。

さらに、「校長の教育的リーダーシップ」に関して、校長に次のことが奨励されている。①学童保育所の教師やその他の学童保育所のケアスタッフが、教育を計画し、監視し、開発するためのスペースを与えられるように、活動を組織する。②学童保育所のスタッフと、日々の業務や、児童の目標達成度向上にどのように貢献できるかについて、体系的かつ継続的な対話を行う。③児童の発達・学習・教育について全体的な視野をもつために、学童保育所・就学前クラス・学校のスタッフ間の協力や経験交流を支援するような活動を企画する。④保護者が学童保育所の教育について情報を得たり、影響を与えたりするさまざまな方法があることを確認する。⑤割り当てられたリソースに基づき、学童保育所がその使命を果たせるように、グループの人数、スタッフの配置、グループの構成を調整する。

3-4 放課後ケア・学童保育所の利用状況

学校庁の最新報告書『学童保育所の生徒とスタッフ』（Skolverket 2023b）によると、2022/23年の学童保育所は全国で4,060カ所あり、そのうちの82.8%（3,360カ所）はコミュン（基礎自治体）によって運営されている。181のコミュンに683カ所の民営の学童保育所があり、国が運営する学童保育所も15カ所ある。ちなみに、10歳から12歳の子どもが登録せずに利用できるオープン余暇活動センター（öppen fritidsverksamhet）は、2008年には70のコミュンで提供されていたが、2020年は57のコミュンになり、2021年にはさらに50と減少している。一般的傾向として、オープン余暇活動センターは大都市に多く、地方は少ない。

学童保育所の利用状況をみると、2022/23年度には494,000人が学童保育プログラムに登録している。2021/22年は480,000人で、6歳から12歳の全児童の登録率は過去10年間比較的安定している。全児童数に占める2022/23学年度の登録割合は55.6%である。年齢別にみると、低年齢層で最も高く、2022/23学年度には、6歳から9歳の全児童のうち82.9%が学童保育に在籍するが、10歳から12歳の児童では19.8%と低下する。在籍する全生徒のうち、女子は48.2%、男子は51.8%で、これは人口の男女分布と同じである。大都市に近いコミュンでは、6歳から12歳の全児童の60.3%が学童保育に登録しているのに対し、地方コミュンでは48.0%弱となる。スウェーデン人／外国人の出身別にみると、スウェーデン人児童の場合、6歳から9歳までの在籍率は88.1%、10歳から12歳までの在籍率は20.2%であるが、外国にルーツを持つ児童の

場合は、それぞれ 68.8% と 18.8% と低い (Skolverket 2023b)。

以上の学童保育所の利用状況から、以下の2点が問題視されている。第一は、学童保育の登録が年長児になるほど減少する傾向にある点で、2008年統計でもその傾向はみられる(10歳26%、11歳10%、12歳4%)。学校監査庁の2010年報告書(Skolinspektion 2010)では「学童保育所は年長児に合った活動をしていない」「児童が自ら積極的に余暇を作り出せるようなインスピレーションや知識を与える指導がされていない」と批判されている。2022年の政府により委嘱された「学童保育への権利拡大に関する研究」調査団による報告書『より多くの生徒が発達・学習・有意義な余暇時間を身近なものにするための学童保育所の一般化』(SOU 2022)では、「10歳から12歳の児童の余暇活動の嗜好・ニーズの情報が不足しており、より多くの知識を収集する必要がある。また現在はこの年齢層を若者政策の対象外に置いているが、若者政策の一部として考慮されるべきである」という提案が出されている。

第二の問題は、学童保育所での教育から最も恩恵を受けられるであろう子どもの利用が少ないことである。近年、学童保育所に強い教育的使命が与えられ、児童の発達と学習に大きな役割を果たすようになったが、しかし、親が就労か就学中の子どもにしか利用資格が与えられず、しかも利用時間に応じて料金が発生する。その結果、貧困のために学童保育に参加できない子どもたちが存在する。社会経済的課題を抱える地域に住む児童、外国出自の親を持つ児童などは、特に学童保育所の教育から得るものが多いだろうに、学童保育所に登録していない場合がある。良い教育は疎外感を減らし、社会統合への可能性を増大させる。民族や文化的背景に関係なく、恵まれない環境で育つ子どもにも学童保育に参加する道が開かれるように、スウェーデンに住む全ての子どもの学童保育参加の保障が、報告書で提案されている。

4 スウェーデンの子ども・若者育成支援の実態調査

以上のように、スウェーデンでは「第三の領域」でのさまざまなユニバーサルな支援が提供されている。その現場では子ども・若者の主体性の形成や社会的包摂がどのように実践されているのであろうか。また、学童保育所の「学校化」はどのように実際に行なわれ、どのような効果や評価を得ているのであろうか。次世代育成支援の現場の声を聴いてみた。

4-1 現場視察とヒアリングの対象

私の属する「次世代育成支援／ワーク・ファミリー・バランス国際比較研究会」では、スウェーデンの学童期と青年期の子どもが主体としてエンパワメント・社会包摂される仕組みを実証的に解明し、日本の次世代育成政策への示唆を得ることを目的に、2023年9月にストックホルムを中心に下記のようなユースワークや学童保育の活動現場を視察した。

I ユースワーク

- ①ボートシルカ自治体 (Botkyrka)：コミュニケーション職員と若者評議会メンバー
- ②フルーエンゲン集会所 (Fruängens mötesplats)：コミュニケーションの余暇センター
- ③ラーヴァ文化会館 (Kulturhuset Lava)：公営事業
- ④フリースヒューセット (Fryshuset)：民間財団事業
- ⑤ソレントユーナ文化学校 (Sollentuna kulturskola)：公立
- ⑤武神館道場 (Bujinkan Bushido Dojo)：協会 (förening) のスポーツクラブ

II 学童保育所

- ⑥エーケビ基礎学校・学童保育所 (Ekeby skolan Fritidshem)：公立
- ⑦ルグネット基礎学校・学童保育所 (Lugnets skola Fritidshem)：公立

そして、国の行政機関である若者・市民社会庁のレーナ・ニーベリ (Lena Nyberg) 長官、学校監査庁 (Skolinspektion) の調査官、ストックホルム大学・子ども若者学科のエリヤス・レグラン (Elias le Grand) 准教授にヒアリングを行なった。さらに、学童期 (7歳～12歳) の子どものいる家族の母親4名にもヒアリングを実施した。

4-2 子ども・若者のエンパワーメント

視察先では必ず、子どもや若者の主体性を育てるためにはどのようなことを心にかけているかを質問した。そこでは「自分の影響力を実感させること」という回答が多く返ってきた。ルグネット校では「日常の活動で影響力をもつことが大事。自分たちで決めて行動するように指導している。たとえば、初めは児童と一緒におやつを準備するが、次の段階では児童だけで準備させ、最終的にはどのようなおやつにするか自分たちで決めさせる」。エーケビ校でも「児童が民主的ルールを学び、決定への影響力を育むことが心にかけている。児童の意見を聞くことが大切で、学童保育では毎日、みんなが集まって話をする。たとえば、テストを口頭試験にするか、何か発表するか、児童の希望を聞く。給食で何を食いたいのかも聞く」「クラスを民主主義的に運営することも大事で、クラスの代表者を選び、1カ月に1回、生徒が集まって話をする。テーマは校長から出すことも、生徒からも出されることである」。

ボートシルカ・コミュニケーションのオープン余暇活動センターのスタッフは、ここでの活動は「自己決定権」「民主主義」「子どもの参画」がキーワードで、子どもたちが自分のやりたい活動ができると語る。カウンターの下にボイス・ポストが掛けられ、自分たちの要望を書いて入れる。「民主主義を実感させることが大切で、何か要求したいことがあれば、地域の政治家へ手紙を書かせる。受動的に何かしてもらってでなく、自分で積極的に働きかけていくことを学ばせている」。

フルーエンゲンの余暇センターでは、若者の自己啓発を促す方法として、若者自身が文化的なプロジェクト・イベント活動などのアイデアをもっている場合、その実現に向けたサポート体

制（コミュニケーションへの企画申請の手助けなど）を整えている。余暇活動指導員は「まずは、フリータイムの過ごし方など自分に関わることは自分で決めさせる。そして社会参画。そのようなことができるようにサポートしている」と応える。

ラーヴァ文化会館は、14歳から25歳の若者を対象にした文化スペースで、専用の撮影や音楽スタジオもあり、アートの展示・ワークショップ・パフォーマンスの場を提供するだけでなく、楽器の貸出し、さまざまな素材を使った創作活動も可能で、図書室も併設している。そのスタッフは、「若者が影響力を発揮すること、それを実感できることが重要で、本に関しても、若者がこんな本が欲しいと言えば、直ぐに対応して購入するようにしている」と述べる。また、「個展やコンサートを開いた場合、その質が問題でなくて、プロセスが重要であり、

開くことができたこと自体で若者はパワーをつける。若者たちが主体になって、それを私たちがサポートすることを念頭にやっている。最近、とても感動した出来事があった。『自宅以外の家を与えてくれてありがとう』というメッセージとともに花束が贈られてきた。ここがあるので、その人が幸せになったことがとてもうれしい」と語る。そして「この器材を使っていた子が3Dプリンターの技術者になったり、劇場で演じていた子が役者になったりしている。ここでしていたことが、何か効果があったのであろうか。でも、それ（職業につなげること）を目的にしているわけでない」とも言う。

このように文化活動の機会提供が、若者のエンパワメントに大いに寄与している。そのこと



カウンター下のボイス・ポスト



ラーヴァ文化会館：図書コーナー



ホールには貸出用の楽器が置かれる

は、ソレントユーナ文化学校でも語られる。「まさにここは、子どもの主体性を育てることをしている。ここで、自分は『これができる』という自信をもつ。ミュージカルや演奏の前に、みんなに向かって説明したりする。恥ずかしがり屋で自信のない子でも一学期ここに通っていると、ステージに立って人前で話をするができるようになる」。そして、生徒の希望を聴くための「ボイス箱」が設置され、1年に1回アンケート調査も実施されている。

若者の主体性形成の象徴的活動現場は、ボートシルカ・コミュニティであった。ボートシルカの若者協議会は、「若者評議会」としてコミュニティの公的機関となっている。ボートシルカは人口の平均年齢37歳で、55%が外国にルーツを持ち、スウェーデンで最も国際的なコミュニティである。コミュニティは「民主主義は子どもや若者を包括し代表するものでなければならない。子どもや若者のための組織は、民主主義を強化の活動において重要な資産である」と捉えて若者評議会(ungdomsfullmäktige)の活動を支援し、若者評議会に関する規則まで制定している。そこでは、「若者評議会は、ボートシルカ全体の若者問題に関与する。若者評議会への予算で、ボートシルカ全体の若者のために何をするかを決定できる。若者評議会の重要な役割としてボートシルカの将来計画へ関与する」などを定めている。

私たちがボートシルカ・コミュニティを視察に訪れた時、文化・余暇活動担当者だけでなく、同コミュニティの子どもオンブツマンやフォーレーニング組織コーディネーターなど市民社会部門の職員も加わり、総勢11人で対応された。さらに、若者評議会のメンバー7名(代表・副代表をはじめ高校生中心)も来て、自分たちの活動について報告してくれた。代表者によると、「この若者評議会はスウェーデンで最も古く、20年前から活動している。これまでに500人以上が若者評議会に加わり、素晴らしい機会を得てきている。30人以上が市議員になり、いろいろな組織の代表者にもなっている」とのことである。さらに副代表は、「この会には13歳から22歳の若者が参加し、私自身は17歳である。若者の意見を吸い上げ、政治に反映させていく活動をしている。基礎学校高学年(7~9年生)を訪れ、生徒会(Elevråd)でどのように自分たちが影響を与えるのかなどの啓蒙活動をしている。コミュニティの議員と地域住民との橋渡しもし、パネル



ボートシルカ：若者評議会の代表者説明



若者評議会メンバーによる体育館案内

デスカッションを企画して議員に来て話してもらう。国会議員にも接触する。大学と連携して、地域社会での若者の影響力を増すための活動もしている」と報告する。これまでに若者評議会がコミュニケーションの計画を変更させた実例として、持続可能な社会の観点から町の街燈を問題にあげ、街燈の光を少なくして電気代を85%下げた成果を紹介してくれた。

このように現場では、子どもや若者の主体性を育てる手法として「影響力を実感させること」の重要性が強調されていた。また、余暇活動の充実が彼らの生きる力をつけている実例を多く聴くことができた。

4-3 学童保育所の学校化

私たちが視察した2箇所の学童保育所は共に公立の基礎学校に併設され、0年生から3年生を対象にした「学童保育所 (Fritidshemmet)」と4年生から6年生を対象にした「余暇活動クラブ (Fritidsklubben)」が明確に区分され別棟にある。ルグネット校は中所得者層の多い地域に所在し、児童数は800人、一方、エーケビ校は中高所得者層の多い地域にあり、270名の児童が在籍している。なお、「学童保育所」と「余暇活動クラブ」の大きな違いは第一に開所時間にあった。ルグネット校の「学童保育所」の場合は朝7時15分から19時15分まで、エーケビ校では6時30分から18時まで開いているが、「余暇活動クラブ」になると朝はなく放課後の開所時間が16時30分までと短い。第二は「学童保育所」では保護者により送迎が義務付けられているが、「余暇活動クラブ」ではそれがない。

スウェーデンの学童保育は「学校の補完」と位置づけられているが、どの点が学童保育活動と(義務教育)授業と違っていると現場で捉えられているのであろうか。それについて、ルグネット校では「理論的なところを学校で学び、実践的なものを学ぶのが学童保育である。勉強や学びだけでなく、学童保育所で落ち着いてゆっくりする時間も大切である。学校では個々人の学びを強める、個人の勉強という面があるが、学童保育で周りとの関係性において学ぶことも大切。学童保育所では、子どもたちが自分のやりたいことをする。もちろん一部には、私たちが指導することもある。一例として、昨年、全員で卓球をした。一部の子は面白くないかもしれないが、一部の子は



エーケビ校視察が地元インスタに掲載

興味をもち続けるかもしれない。協会に入って、競技を続けるかもしれない」と説明された。

エーケビ校では「1990年代は遊び中心だったが、今は一本の線になっていて、余暇活動教員も授業にかかわって、教室から学童保育へという流れになっている」「20年前は学童保育の活動をもっと自由にできていた。現在は、学習指導要綱で学童保育はどうあるべきかが規定され、学校庁のホームページでも学童保育の『補完性』について書かれている。もちろん、学校と学童保育ですることは異なる。学童保育では自分で活動を選ぶことができるが、教室ではそれはできない。授業では科目で分けられているが、学童保育では全体的につながって活動している」「学童保育の補完性との関連で説明すると、生物の授業で『種』を見せて、学童保育の時間に森に行きその植物を見せ、授業と関連させていく。森で成長していく過程やからくりなどを総合的に学ぶ。ここは自然に恵まれ、近くに湖や海、公園もある。校庭で遊ばせることもあるが、野外での活動が多い」。ルグネット校でも「おやつを食べてから、野外で活動する。全員が雨具を持ち、雨の日も出かける」とのことで、両校とも野外での活動が重視されていた。

授業は1クラス約25名で構成され、基本的に学童保育では2クラスが合体された約50名が1つの班に、つまり1ユニット（単位）と捉えられる。ルグネット校では1班に小学校教員2名と余暇活動教員・教育士2.5名（パートタイム1名を含む）が、エーケビ校では1クラスに小学校教員と余暇活動教員の各1名が配属されている。学童保育スタッフの任務に関して、「大切なことは、生徒の安全・安心の確保と親とのコンタクトである。学童保育スタッフは朝夕に個々の生徒と親に接することが多いので、関係も密である」（エーケビ校）という。

施設を見学すると両校とも、それぞれのユニットに2つの教室があり、その真ん中に位置するホールに生徒の荷物置き場があった。その横に学童保育用の専用スペースがあり、みんな輪になって今日一日何をするかを決める場になっていて、そこで寝そべることもできる。さらに、キッチンもあり、お菓子を焼いたりできるようになっている。

4年生になると学童保育に来なくなる一般的傾向について質問すると、「ここの学校は上手くいって、4・5年生でも多くが学童保育に通う。子どもたちを来るように、子どもたちが面



エーケビ校：教室には一週間の予定表



壁には目標と活動の関連図(日本語部分は執者編集)

白いと思う取り組みをしている。たとえば、美味しいおやつを工夫するとか」(ルグネット校)、「ここは4年生や5年生も来ている。生徒の希望でゲームを入れたり、自分たちでやりたいこと考えさせやらせている。ただ、6年生になるとほとんど来なくなる。来てもおやつだけ食べて帰ったりして、流動的である」(エーケビ校)とのことであった。

私たちがヒアリングした母親の全てが子どもを学童保育に通わせた経験をもつが(現在利用中も2件)、学童保育の「学校化」には肯定的であった。「昔は学童指導員は学校に関わらなかったが、今は常に学校の中にいて、子どもたちを支えている。子どもたちの関係性をずっと見ている。その点で今の方がよい」「自由度が低くなったことは気になるが、学校で学んだことをもっと実践的に学ぶことができて良い」「毎週1回学校からニュースレターが来て、このようなことをしましたと書かれている。それによると、学童保育が学校教育プランの一環として体系的に組み込まれている。ここまでよくできると感じている」。

4-4 社会的包摂、ターゲット型支援

社会的包摂とは「社会的に全体を包み込むこと」「誰もが排除されずに全員が社会参画する機会をもつこと」を意味し、それは社会的に弱い立場にある人々や集団に対して支援をしていくことで達成され则认为られている。そこで次は、スウェーデンの子ども・若者の支援の現場では、社会的包摂がどのように行われているかを報告しよう。

まず第一に、フルーエンゲンの余暇センターの活動を紹介しよう。ここの施設の利用対象者は13歳から18歳まで、開所時間は月・火・木曜日は18時から21時、金曜日は17時から22時迄となっている。現在は水・土・日曜日は休館となっているが、コミュニケーションからの要請で近々土曜日も開所される。ここには、大きなスクリーンがあり、映画をみたり、パソコンゲームができる部屋もある。音楽スタジオ、卓球やビリヤードのスペース、キッチンもある。ロビーには棚があり、そこに図書館から推薦された本やいろいろな組織からの活動案内のパンフレットが置かれている。レインボーフラッグが壁に掛かっており、レインボーのランプも設置されている。



フルーエンゲン余暇センター：外観



室内の卓球・ビリヤードのスペース

このセンターに4名（フルタイム2名、50%勤務1名、25%勤務1名）が雇用されている。ここの施設を案内・説明してくれた責任者は、余暇リーダーの資格をもち、この施設で10年間働いている。彼によると、「ここはオープンな施設で、予約なしにいつでも来ることができる。1日に20人から40人ぐらい来る。利用者のうち15歳が最も多い。初めて来た人には、名前や自宅の住所、電話番号、どこの学校に行っているのかなど書いてもらう。大多数が外国のバックグラウンドをもつ」とのこと。

ここの活動内容について質問すると、逸脱の予防が大きな仕事であると答える。「我々は学校と家庭以外の居場所・サードプレイスづくりの活動をしている。若者たちがインフォーマルに相談できる相手になったり、何か問題がありそうなリスクゾーンに入りそうな若者に対応したりしている。6年生や7年生の頃から来て知っているので、振る舞いや行動様式が変わったり、友達との関りが変わったりする危険なシグナルをキャッチできる。学校に行かなくなったり、成績が落ちたりして、これから問題になるような気配を感じると、当事者のきょうだいや親に連絡をとる。我々は学校や若者のサポート機関だけでなく、スポーツや文化のフォーレーニングとも協力関係にあり、それらと連携しながら対応している」「この地域は、社会的経済的に困難な問題を抱えた子どもが多い。文化的にも多様である。多くの場合、親はスウェーデン語をうまく話すことができず、子どもを十分にサポートできない。その子たちを社会的にサポートする必要がある。逸脱を予防することが必要で、その予防に必要な知識を我々はもっている」「小学6年生を対象にして火曜日和木曜日の15時から17時までの特別枠を設定している。これはターゲットを絞った活動で、我々の活動情報を前もって6年生に与えるという目的もあるが、予防対策という面もある」という。それには、近年、ギャングの手下になる子が低年齢化してきていることが関係している。

LGBTQに関しては、ここでは特別な取り組みはされていないが、コミュニンのフィールド・アシスタント（fältassistenten）が担っている。彼らはアウトリーチの活動をし、この近隣の地域をうろついている若者たちや彼らの親もサポートしている。「LGBTはとてもセンシティブな問題で、カミングアウトしたくない人もいるので、活動はオープンにしていない。SNSやソーシャルメディアで、登録してもらい、秘密の住所・場所に集まって、活動している。サポートが必要とされる時は、もちろん我々もかかわる」とのことであった。

一方、フリースヒューセットはヨーロッパ最大級のユースセンターとして有名であるが、それは民間財団により①余暇活動サポート、②社会的プロジェクト、③学校、④起業・就労支援の4部門を柱に運営されている。そこのスタッフは、「社会的包摂は、自然発生的には絶対に実現されない。力を持つ人がマイノリティの人たちに可能性を与えることで可能となる」と、マイノリティの人たちのために時間・場所を設定するなど、バックアップしていくシステムを整える重要性を説く。ここではLGBTQの若者のためのスペースが開設（1週間に1回、15時から20時）されていた。それは「フリースヒューセットに自分たちの居場所がない」という高校2年生の訴

えで作られる。また、シングルマザーの子ども向けの取り組みも行われている。ひとり親は経済的に弱者であることが多い。1週間に1個、52個の思い作りを目標して、日常生活の中での余暇活動支援の具体的な例が紹介された。

ボートシルカ・コミュニティでは、フィールド・アシスタントによって、引きこもりや障害のある子どもに対するアウトリーチ的活動の報告があった。家庭に出向いたり、手紙を出したりして、何とか学校や職場に戻れるように、支援がされている。

ソレントユウナ文化学校では、経済的に困難な階層にフォーカスした活動を毎年行っている。たとえば、経済的にここに通うのが難しい子どものために、学校の授業時間中にダンスを披露し、それに子どもたちが参加し、ダンスの楽しい体験をさせている。

以上のように、スウェーデンでは若者支援の機関・組織において、ユニバーサルな支援に加えて、社会的包括のためにさまざまなターゲット型の支援も行われている。

4-5 余暇活動の習い事

多くの若者は余暇時間を余暇センター利用よりも、地域のクラブ・協会での活動・習い事で過ごしていることが、政府の報告書で示されている。その実情を子どものいる家族の母親や武神館でのヒアリングから捉えることができた。

シングルマザーのAさんの娘さん（13歳）は、これまでにギターを弾いたり、音楽制作のようなことも習っていた。これからは友だちのお母さんのところでピアノと歌を習い始めるつもりで、それは子ども自身が習うのを望んでいるから、と言う。シングルマザーのBさんの長男（11歳）は、現在ハンドボールをしているが、これからサッカーもしたいと言っている。次男（8歳）は空手を習い始めたところで、ボーイスカウトにも入っている。三男（6歳）はサッカーをやりたがっている。Bさんは、コンピュータに向かっているよりも、体を動かすことが大事なので、スポーツ系の活動を勧めている。

同性カップルのCさんの長男（14歳）はホッケー・スイミングクラブ、次男（12歳）はボー



フリースペースのLGBTQスペース



ソレントユウナ文化学校のダンス教室前

イスカウト・ダンス・サッカーをする。異性カップルのDさんの長女（13歳）はキーボードとバイオリンと空手、次女（12歳）は絵画とゴルフ、三女（6歳）はダンス、フィギュアスケートを習う。Dさんは「習い事には費用がかかる。子どもたちがやりたいと思っていることはさせたい。ただ、これ以上は無理とストップをかけることはある」と言う。



武神館の指導者・生徒さんと一緒に

武神館に通っている少年のE君は「この武道の他に、文化学校でピアノ、バイオリン、ギターを習っている。ほとんど毎日習い事がある、忙しい」と言い、その父親は「親として子どもの可能性を伸ばすために、子どもにはいろいろなことをして欲しいと思っている。北の方に住んでいて、毎週土曜日に車で子どもをここに連れてくるのは大変だけでも来ている」とのことである。ちなみに、この武神館のスタッフ全員は報酬を受けずに全くのボランティアで働き、大人の受講者が会計係を担当している。ここの会場費は生徒からの講習料で、器具の購入や合宿などの費用はフォレーニングやコミュニケーションからの補助金で賄われている。

富裕層の多い地域にあるエーケビー校の校長は、「ある2年生の女の子の場合、放課後に何も習い事が入っていない日は月曜日と金曜日だけで、週末を含めて日に1つか2つの習い事がある。ダンス・音楽・スポーツ・乗馬・サッカーなど、子どもがいろんな活動・習い事をしていることが、親のステータスになっている」「プライベートで習っているテニススクールからテニス・バスがここに来る。そこに生徒を乗せるのはここのスタッフの役割ではない。親御さんは学校に対してすごく協力的でサポートを得られる。しかし別の見方をすると要求度が高い。親御さんからもっと勉強させて、もっとチャレンジングなことをさせてほしいと言われる。こちら側としては、それが本当に必要なことかで判断している」と述べる。

このようにスウェーデンの高所得層では、子どもは多くの活動・習い事をし、親も子どもの可能性を伸ばすためと信じサポートする光景が日常的に見られる。

考 察

本稿の目的は、スウェーデンの学童期と青年期の子どもが主体としてエンパワメント・社会包摂される仕組みや学童保育政策を実証的に解明し、日本の次世代育成政策への示唆を得ることにある。第一に、スウェーデンでは、ユニバーサル型の支援を土台とし、余暇センターや文化学校などの施設を整えるだけでなく、地域クラブや協会などの組織・団体への経済的補助もなされて

いる。さらにその上に、社会的包摂のためにターゲット型支援が展開されている。一方、日本の次世代育成支援は自立・就労を中心にしたターゲット型活動で、家庭・学校・職場生活以外「第三の領域」での包括的支援が貧弱である。日本においても、全ての子どもや若者を対象にしたユニバーサルな支援を実践し、その上で各地域の余暇センターを拠点にして社会的包摂のためのターゲット型支援を行なっていくことが望まれる。

第二は、子どもが主体としていかにエンパワメントされるかの問題である。スウェーデンの子ども・若者の育成支援の現場では、子どもや若者の主体性を育てる手法として「影響力を実感させる」実践が様々になされていた。自分たちの要望を書く「ボイス箱」を置いたり、政治家へ手紙を書かせたりしていた。子どもや若者のための組織は民主主義強化の活動において重要な資産であると捉えられ、ポートシルカ・コミュニティでは若者評議会が行政の管轄のもとにあり、ポートシルカ全体の若者問題の取り組みに関わっていた。日本の次世代育成支援の問題点として、子ども・若者を主体として捉える視点の欠如がしばしば指摘されている。スウェーデンのように、「影響力を実感させる」取り組みを常に実践していくことが重要である。

第三に、スウェーデンでは学童保育の「学校化」が進み、学童保育の使命は「学校の補完」とされ、目的や内容が学校教育法と学習指導要領で規定される。学童保育教員の養成課程制度も創設され、学童保育の専門性も高い。一方日本では、学童保育は「安全な活動場所の提供」程度にしか捉えられず、「人づくり」の視点に欠け、学校教育からも切り離されている。スウェーデンのように、学童保育を「学びの場」として量的にも質的にも充実させていくべきである。

以上のように、スウェーデンの子ども・若者の育成支援政策やその実践方法を学ぶことは、日本の今後の子ども・若者の育成支援政策を考察する上で非常に有効である。しかしながら、スウェーデンの支援現場の実践がすべて成功しているわけでない。

たとえば「影響力」についてである。スウェーデン特別支援教育庁（SPSM=Specialpedagogiska skolmyndigheten）の報告書『学童保育所における生徒の参加』で、「生徒会では、生徒が重要な問題を提起する余地が殆どない。多くはすでに事前に決定されている。つまり、見せかけの民主主義なのだ」（SPSM 2022, P27）と痛烈に批判する。正式な意思決定の場が必ずしも民主的に機能していない所があり、これは生徒に真の影響力が与えられていないことを意味する。

第二に「移民の社会的包摂」である。スウェーデン社会はこれまで難民を積極的に受入れ、その人たちの社会的包摂に努めてきたが、全ての地域でそれが成功しているわけでない。スウェーデンでは近年、若者層のギャング同士の抗争が過激化し、それによる爆破や発砲の事件が急増していることがある。2023年に入って10カ月間で324件の発砲事件が発生し、そのうち48件で死者が出ている。外国のバックグラウンドをもつギャングメンバーが多く、ストックホルムやヨーテボリなどの大都市近郊の移民の多い地域で多発し、背景には社会に溶け込めない移民の問題があるとされている。また、武器や麻薬の売人として10歳に満たない子どもを使うなど、ギャン

グ団による低年齢の子どもの取り込みも増している。その中で、一時はスウェーデンで一番恐ろしい所と悪名高かったマルメ市での暴力事件は2017年をピークに激減している。マルメ大学の犯罪学者マンネ・ゲレルはその背景について、マルメでは地域の援助者たちが子どもに目を配りスポーツなどの余暇活動に参加させる取組みを10年くらい前から意欲的に行い、その成果の反映だと説明している（miraioffice.com swelog 2023-10-09）。

このように青少年に対する支援活動で犯罪件数が抑えられている地域も見られる。そのことは、ユースワークや学童保育活動がいかに重要であることを示している。

最後に、若者の精神的健康に対するターゲット型支援の需要の増大について述べておこう。若者・市民社会庁の報告書『Ung idag（若者の今日）2021』（MUCF 2022a）によると、近年、精神疾患や心身症を訴える16歳から24歳の若者が増加し、特に自殺未遂の治療を受けた若者の割合が増えている。精神疾患の症状は男子よりも女子の割合が高い。若者のメンタルヘルスの悪化の要因として、「学校の機能不全」が指摘されている。その意味を若者・市民社会庁長官に尋ねると、①学校間の質の差が大きいことと、②数年前に新しく導入された成績評価制度で、一度悪い評価がついてしまうと、子どもは努力し向上しているにもかかわらず、なかなか成績評価が上がらないことの問題点を説明された。さらに、ソーシャルメディアの問題も指摘する。「ソーシャルメディアで、みんなこうあるべきだ、幸せで成功しているという像が作り上げられ、それに影響され、みんなが頑張ることを強いられている」という。

そこで思い出されるのが、自ら望んで多くの習い事をして、忙しい日々を送っている子どもたちの姿である。子どもが多くの習い事をするのが「親のステータス」になっている状況を考慮すると、「習い事の過熱化」が進行し、そのために心の健康を害する子どもや若者が今後も増えていくことが予測される。これまでもスウェーデンでは、精神疾患や障がいなどで仕事も勉強もしない若者（Uvas 群と呼ばれている）に対して、アウトリーチ的活動をするフィールド・アシスタントがいて、彼らの家庭に出向いたりしてサポートしてきた。子どもへの親の期待が過剰に増大していけば、子ども心の健康が阻害され、こうしたフィールド・アシスタントの役割がさらに重要になっていくだろう。

謝辞

この度のスウェーデン視察のコーディネートを担い、全調査に同行・サポートして下さった阿久根佐和子氏に、心よりお礼申し上げます。また、ヒアリングを快諾し、私たちの質問に丁寧にお応えくださったヒアリング対象者の方々に、深く感謝の意を表します。

註

- (1) 文部科学省の科学研究費助成は、研究課題名『多様性社会にみる次世代の包括性とエンパワメント—スウェーデンとドイツの実践』の基盤研究(B)で、2021年度～2025年度、課題番号21H00769、構成メンバーは研究代表：高橋美恵子、研究分担者：善積京子・斧出節子・松田智子・釜野さおりである。本稿で提示している研究調査枠組みならびに考察は、同研究チームによる議論に基づくものである。

る。なお、同調査は全てスウェーデン語で実施し、研究代表の高橋美恵子がスウェーデン語－日本語の通訳を担い、インタビュー内容は録音後に文字起こし作業を行った。

- (2) 児童福祉法では、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と規定される。なお、2012年8月公布の改正児童福祉法では、「おおむね十歳未満の」と「政令で定める基準に従い」が削除され、対象児童は小学年高学年も含まれるようになる。
- (3) 余暇リーダー（fritidsledare）は、ユースセンターや余暇センターを主な職場とし、中・高校生世代の余暇活動を支援するスタッフである。余暇リーダーの資格を取得するには、民衆大学に2年通い卒業することで取得できる。資格保持者は、学校・ケアセンター・地域組合・宗教団体・政党など、様々な現場で働いている。

参考文献

- ・阿比留久美、2022『子どものための居場所論－異なることが豊かになる』かもがわ出版。
- ・アンナ・クラリフェルト、2016「スウェーデンの学校を場とする放課後活動の政策と評価」金藤ふゆ子編著『学校を場とする放課後活動の政策と評価の国際比較』福村出版、213-254頁。
- ・生田周二、2021『子ども・若者支援のパラダイムデザイン－“第三の領域”と専門性の構築に向けて－』かもがわ出版。
- ・泉千勢、2009「スウェーデンの学童保育－日本の「放課後子どもプラン」への展望」大阪府立大学人間社会学部『社会問題研究』1-12頁。
- ・大山宏・両角達平、2020『欧州・スウェーデンのユースワークにみる若者の社会参加』JCNCブックレット2、NPO法人日本子どもNPOセンター（JCNC）。
- ・金藤ふゆ子、2009「日本の学校を場とする放課後活動の政策と評価」金藤ふゆ子編著『学校を場とする放課後活動の政策と評価の国際比較』福村出版、299-340頁。
- ・住野好久・植木信一・松本歩子・鈴木瞬、2020「大学における学童保育指導員養成に関する研究：スウェーデン・ストックホルム大学の養成課程の検討を中心に」日本学童保育学会編『学童保育』第10巻、47-57頁。
- ・中高生施設職員交流会 TEENS 編著、2020『スウェーデンのユースワークをたずねるたび：スタディスアー報告書』中高生施設職員交流会 TEENS。
- ・特定非営利活動法人 Rights、2010『スウェーデンスタディツアー報告書：ダイジェスト版』
<https://youth-empowerment.jimdo.com/>
- ・内閣府「平成30年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」2018年
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h30/pdf/s2-1.pdf>
- ・日本学童保育学会編、2021『学童保育研究の課題と展望：日本学童保育学会設立10周年記念誌』明誠書林。
- ・増山均、2022『学童保育を哲学する』新日本出版社。
- ・EU Monitor、2009, *Renewed framework for European cooperation in the youth field 2010-2018*
(<https://www.eumonitor.eu/9353000/1/j9vvik7m1c3gyxp/viaihfyp6z>)
- ・Kulturskolerådet、2020, *Kulturskolans Roll & Förutsättningar—En orienteringsskrift för dig som är ledare i kulturskolan* (https://www.kulturskoleradet.se/wp-content/uploads/2020/11/kulturskolans_roll_.pdf)
- ・Kulturskolerådet、2021, *Kulturskolan i siffror*
(<https://www.kulturradet.se/publikationer/kulturskolan-i-siffror-2021/>)
- ・miraioffice.com, *swelog 2023-10-09*, (<https://swelog.miraioffice.com/entry/2023/10/09/124339>)
- ・MUCF、2010, *Fokus10-om ungas inflytande* (<https://www.mucf.se/publikationer/fokus-10-om-ungas-inflytande>)
- ・MUCF、2014, *Fokus 14-Ungas fritid och organisering*

- (<https://www.mucf.se/publikationer/fokus-14-om-ungas-fritid-och-organisering>)
- MUCF, 2022a, *UNG IDAG2021—Goda levnadsvillkor för många, men inte för alla*
(<https://www.mucf.se/publikationer/goda-levnadsvillkor-manga-men-inte-alla>)
 - MUCF, 2022b, *Falköping Lupp 2021* (<https://www.mucf.se/publikationer/fokus-10-om-ungas-inflytande>)
 - Skolinspektion, 2010, *Kvalitet i fritidshem: Skolinspektionens rapport 2010*
(<https://skolinspektionen.se/globalassets/02-beslut-rapporter-stat/granskningsrapporter/tkg/2010/fritidshem/rapport-kvalitet-fritidshem.pdf>)
 - Skolinspektion, 2018, *Undervisning i fritidshemmet: inom områdena språk och kommunikation samt natur och samhälle* Skolinspektionen
(https://skolinspektionen.se/globalassets/02-beslut-rapporter-stat/granskningsrapporter/tkg/2018/fritidshem/fritidshem_rapport_2018.pdf)
 - Skolverket, 2022, *Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet—Lgr22*
(<https://www.skolverket.se/publikationsserier/styrdokument/2022/laoplan-for-grundskolan-forskoleklassen-och-fritidshemmet—lgr22>)
 - Skolverket, 2023a, *Styrning och ledning av fritidshemmet Kommentarer till Skolverkets allmänna råd om styrning och ledning av fritidshemmet*
(<https://www.skolverket.se/publikationsserier/allmanna-rad/2023/styrning-och-ledning-av-fritidshemmet>)
 - Skolverket, 2023b, *Elever och personal i fritidshem: Läsåret 2022/23*
(<https://www.skolverket.se/download/18.1f564dc01879664a5b713e/1682059151810/pdf11418.pdf>)
 - SKR, 2016, *Samverkan mellan skola och kulturskola. Resultat från enkätundersökning hos landets kulturskolor*
(<https://skr.se/download/18.4d3d64e3177db55b1664e2d6/1615974848432/Samverkan-skola-kulturskola.pdf>)
 - SOU, 2022, *Allmänt fritidshem och fler elevers tillgång till utveckling, lärande och en meningsfull fritid: Betänkande av Utredningen om utökad rätt till fritidshem* (<https://data.riksdagen.se/dokument/HAB361>)
 - SPSM, 2022, *Elevers Delaktighet i fritidshem*
(<https://webbutiken.spsm.se/globalassets/publikationer/filer/elevers-delaktighet-i-fritidshem.pdf>)
 - Sveriges Ungdomsråd (<https://www.sverigesungdomsrad.se/>)
 - The Swedish National Board for Youth Affairs, 2008, *Youth and Youth Policy—A Swedish Perspective*
(https://www.youthpolicy.org/national/Sweden_2010_Youth_Policy_Summary.pdf)
 - Täby kommun, 2020, *Kulturskolan i Sverige och Täby* (<https://doc.taby.se/handlingar/Kultur-20.pdf>)

2023 年 12 月 27 日受理